

定期利用保育室運営事業者選定に係る質問事項及び回答

No.	項目	質問事項	回答内容
1	別紙1 提出書類一覧 5 予算書類	予算書類（令和9年度分）は会社全体の予算書でしょうか。	会社全体の予算書になります。
2	別紙1 提出書類一覧 3 事業運営について（様式第3号）	記載されている各項目については、別途任意書式で提案書を作成する認識で間違いないでしょうか。	任意書式になります。
3	募集要項 5. 運営委託料提案上限額	この上限額は、単年度の上限額の認識で間違いないでしょうか。1年目、2～4年目、5年目と園児定員数が異なりますが、単年度の場合は何年目の園児定員数の上限額となりますでしょうか。また、こちらは税抜金額（非課税）となりますでしょうか。	上限額の認識で間違いありません。1年目の上限となり、それ以降は定員数に応じた額となります。提案上限額は、税込みとなります。
4	募集要項 5. 運営委託料提案上限額 6. 運営条件	運営費や職員配置の算定根拠は、令和8年度の国基準や台東区保育委託費支給要綱に準じた職員配置や公定価格（基本額、処遇改善費・加算）、区の独自加算の金額を基に算定する認識で間違いないでしょうか。	運営費の算定については、任意になります。職員配置については、認可保育所等に求められる人員数となります。
5	募集要項 5. 運営委託料提案上限額	運営費は、定員分の金額を支給いただけるのでしょうか。それとも園児数に応じた金額になりますでしょうか（後日精算で返金処理するなど）	定員分の金額を支給いたします。
6	募集要項 5. 運営委託料提案上限額	国基準や台東区保育委託費支給要綱を根拠とした場合、年度の公定価格の上昇率は何％程度とみておりますでしょうか。	区として明確に何％上昇と見込んではおおりせんが、例年通り人事院勧告に準じた上昇率になると想定しております。
7	募集要項 6. 運営条件 (4)開園時間及び休演日	延長保育は実施しないという認識で間違いないでしょうか。また、障害児保育は実施しないものでよいでしょうか。	延長保育は実施しないという認識で間違いありません。障害児保育は、入所状況により実施する場合があります。
8	募集要綱 2. 保育室概要 (1)定員規模	1年目（令和9年度：1歳児30名）から2年目以降（令和10～12年度：1歳児30名・2歳児20名）、5年目（令和13年度：2歳児20名）と定員規模が段階的に変動いたしますが、2年目以降の定員変更に伴う運営委託料の改定基準や改定時期の算出方法について、現時点での想定がございましたらご教示ください。	運営委託料の詳細な改定基準は、お答えいたしかねます。改定時期は、区予算成立の都合上、年度末を予定しております。
9	募集要綱 5. 運営委託料提案上限額	提案上限額は税込とのことですが、本委託料は、課税売上になりますか、それとも非課税売上になりますでしょうか。	委託開始後から「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」交付前までは課税売上、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」交付後は非課税売上となります。

10	募集要項 6. 運営条件 (2)職員配置	質問回答№4『認可保育所等に求められる人員数』とご回答いただきましたが、『台東区保育委託費支給要綱（本則、別表1-5）』に係る職員配置も含まれますでしょうか。	含まれます。
11		1歳児の配置基準は、6対1でしょうか。それとも5対1でしょうか。	5対1になります。
12		質問回答№4『認可保育所等に求められる人員数』とご回答いただきましたが、施設長は『配置基準外』、主任保育士は『配置基準外』ではなく、『配置基準内』でしょうか。	「施設長」、「主任保育士」とともに、職員配置に含めないため、配置基準外となります。
13		障害児保育を実施することになった場合、加配職員も委託料に含まれていますでしょうか。	委託料には含まれておりません。 障害児保育を実施することになった場合は、別に加算を行います。
14		施設長及び主任保育従事者の実務経験について、具体的な年数等がございましたら、ご教示ください。 また、定期利用保育室の専任職員とありますが、施設長も保育従事者としてカウントできますでしょうか。	施設長は「保育所設置認可等事務取扱要綱（東京都要綱）」第4（2）に規定する者としします。 主任保育士には、要件等の基準はございません。 施設長は、保育従事者としてカウントできません。
15	募集要綱 6. 運営条件 (3)保育事業 ③給食 給食費の負担	給食費は委託費用（上限額）に含まれるのでしょうか。	含まれます。
16		給食については、施設内の調理室を活用し、保育室内で調理する認識に相違ないでしょうか。その場合、栄養士及び調理師の配置人数に指定はございますでしょうか。	給食は調理室を活用し、保育室内で調理する認識で相違ありません。栄養士及び調理師の配置人数に指定はございませんが、適切に給食管理、アレルギー管理ができるよう配置してください。
17		給食の提供について「栄養士が作成する献立に基づき実施する」とありますが、施設内の調理室を使用して受託者側で外部への業務委託を行うことは可能でしょうか。また、アレルギー対応食調理に必要な専用器具・設備の初期配備は区側で行われるかご教示ください。	「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局通知）に基づき外部委託を行うことは可能です。 アレルギー対応食調理について、調理器具は複数ございますので必要に応じてご利用ください。専用設備の設置は想定しておりません。

18	募集要項 6. 運営条件 (5)施設及び設備の維持管理	「什器等備品類については、区が予算の範囲内で準備」とあるが、現時点で区にて準備いただける備品一覧をご教授いただくことは可能でしょうか。一覧に無いものは、事業者が見積に含める認識で相違ないでしょうか。また、日常的に使用する保育備品や消耗品、事務用品等は運営開始時までには事業者にて準備し、見積に含める認識で相違ないでしょうか。	備品一覧については、選定事業者にお示しいたします。 質問回答No.4でお答えしましたとおり、運営費の算定は任意となります。
19		水光熱費以外に廃棄物回収、機械警備、修繕等の費用はすべて事業者負担という認識に相違ないでしょうか。	廃棄物回収は事業者負担、機械警備、通常使用による修繕は区負担（質問回答No.27のように事業者が改修した場合は事業者負担）となります。
20		本件に関しては、施設借用料は発生しない認識に相違ないでしょうか。	相違ありません。
21		給食室の厨房機器設備は事業者準備となりますでしょうか。区でご準備いただけるものがある場合は、内容をご教授いただけますでしょうか。	厨房機器設備は区で準備いたします。厨房機器設備は公立保育園に設置しているものと同等になります。
22		各保育室のエアコン等の設備はすでに設置済みであり、事業者側での準備は不要という認識に相違ないでしょうか。	相違ありません。
23		施設使用料（賃借料）は発生しないという認識でお間違いございませんでしょうか。また、区が予算の範囲内で準備・無償使用させる什器等備品類について、開設準備期および運営期間中に経年劣化や故障等により修繕・買い替えが必要となった場合、その費用負担の区分は区負担という認識でお間違いございませんでしょうか。	施設使用料（賃借料）は発生しません。 通常使用による修繕、買い替え等の費用負担区分は、区となります。
24	別紙1 提出書類一覧 2 ①直近3か年分の財務諸表	預貯金残高証明書について、直近とは決算期末を指すのでしょうか、もしくは提出時点を指すのでしょうか。	令和8年9月中の残高証明書をご提出ください。
25	別紙1 提出書類一覧 4 収支計画(様式4)	様式第4号「収支計画（令和9年度）」における「初年度準備経費」について、開設前（令和9年3月以前）に発生する職員採用費、開園前研修時の人件費、開設準備用品の購入費などが含まれる認識でよろしいでしょうか。また、準備経費の上限額等の指定はございますでしょうか。また、開設準備期間はどのくらいの期間を想定されていますでしょうか。	初年度準備経費とは、事業者の判断により購入する備品や、消耗品の費用など、事業運営に要する経費となります。 初年度準備経費に上限はありません。 開設準備期間の定めはありませんが、令和9年4月1日の開設に向け、体制が整うよう、ご準備ください。

26	別紙1 提出書類一覧 6「法人登記簿謄本」 7「登記事項証明書」	6「法人登記簿謄本」7「登記事項証明書」の提出を求められているが、どちらも法人の履歴事項全部証明書という認識で相違ないでしょうか。その場合、各項目で1部ずつ、計2部の提出が必要でしょうか。	法人の履歴事項全部証明書で相違ありません。1部提出で問題ございません。
27	その他	施設見学会の際にトイレ及び洗面箇所については、事業開始前に改修が実施されると説明をいただいたが、その他運営面における改修や備品の購入が必要な場合は見積含む認識に相違ないでしょうか。 また、施設の改修を事業者側で実施することは、内容に制限はございますでしょうか。	質問回答No.4でお答えしましたとおり、運営費の算定は任意となります。 改修内容を施設担当部署と協議し、判断することとなるため、現時点において、実施の可否をお答えすることはできません。
28		嘱託医による健診は年2回、嘱託歯科医による歯科検診は『対応は望ましいではなく、年1回以上必須』となりますでしょうか。 また、その費用はどちらの負担になりますでしょうか。	嘱託医による健診及び嘱託歯科医による歯科健診は、ともに年2回となり、費用は、事業者負担となります。